

○農林水産省令第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

農林水産大臣 江藤 拓

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
塩酸セフチオ フルを有効成 分とする注射 剤	牛 豚	(略) 1 日量として体 重 1 kg 当たり 3 mg (力価) 以下 の量を筋肉内に 注射すること。	(略) 食用に供する ためにと殺す る前 1 日間
(略)	(略)	(略)	(略)
塩酸ピルリマ インソンを有効 成分とする乳 房注入剤	(略)	(略)	(略)
フェノキシエ タノールを有 効成分とする 薬浴剤	すずき目魚類	水 1 m ³ 当たり 300ml 以下の量 を添加して薬浴 すること。	食用に供する ために水揚げ する前 1 日間
(略)	(略)	(略)	(略)
プロチゾラム を有効成分と する注射剤	(略)	(略)	(略)

別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
塩酸セフチオ フルを有効成 分とする注射 剤	牛 豚	(略) 1 日量として体 重 1 kg 当たり 3 mg (力価) 以下 の量を筋肉内に 注射すること。	(略) 食用に供する ためにと殺す る前 3 日間
(略)	(略)	(略)	(略)
塩酸ピルリマ インソンを有効 成分とする乳 房注入剤	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
プロチゾラム を有効成分と する注射剤	(略)	(略)	(略)

フロフラニリ ドを有効成分 とする畜舎噴 霧剤	鶏	1日量としてケ ージの底面積1 m ² 当たり100 mg以下の量を 鶏舎内に噴霧 すること。	食用に供する ためにと殺す る前7日間	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～20 (略)							
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～20 (略)							

附 則

この省令は、公布の日から施行する。